

社会保障論評24-013号 （作成日：2024年11月9日）

「年金「3号」見直しは具体策議論を」朝日新聞2024年11月5日付朝刊8面

- 「国民年金の『第3号』の制度をめぐる議論が広がってきた」ことに対して、「『廃止』にまで踏み込むには課題がある。具体的で丁寧な検討が必要だ」とする社説である。背景には、野党の動きに加えて、連合が「3号の廃止を求めていく方針を決めた」ことがある。
- 検討の動きが強まっている理由は、総選挙で躍進した国民民主党の「年収103万円の壁撤廃」政策である。103万円は所得税納税の必要水準であるが、それがパート労働者の厚生年金・健康保険加入の106万円と130万円の「壁」の解消の動きに繋がっているのである。
- 同じ「壁」という言葉でも、106万円と130万円の方は、その水準を越えれば社会保険料が必要となるわけで、まったく意味合いが異なる。国民民主党の玉木代表が103万円の壁撤廃を声高に主張する一方で、106万円と130万円への言及が弱いのは、そのためであろう。
- 106万円の壁解消の声の高まりは、パート労働者の社会保険適用拡大を進めてきた厚生労働省にとっては朗報である。現在の「従業員規模50人以下、月収8.8万円（年収106万円）以上」の要件を撤廃できれば、社会保険の加入者は、約200万人増加と見込まれている。
- 企業側は、社会保険料の半分を負担するため適用拡大に抵抗してきたが、「『人手不足』の中で、保険料を負担してでも従業員に長く働いて欲しいと考える企業も増えている。働く側にも『壁』を越えて老後の年金を増やす意義が知られ始めた。」と社説はしている。
- 一方、社説は、「育児や介護、本人の病気や失業などの事情で勤めに出られない『弱い3号』もいる。…その人たちへのセーフティーネットの用意なしに3号を廃止し、自営業者らと同じ扱いにして保険料を徴収するのは無理がある。」とし、具体的解決策を求める。
- 当通信では、かねてより、この解決策のコンセプトを提示してきたが、議論が煮詰まってきたので、具体的に示そう。配偶者を有する第2号被保険者につき、「配偶者分割」（仮称）として、標準報酬を配偶者分と2分割する選択肢を導入し、第3号は廃止する。
- この「配偶者分割」を行えば、夫婦の双方に、基礎年金と厚生年金半額の受給権が付与される。この分割は記録上のものであり、標準報酬自体は変化しないから、保険料負担は変化しない。「配偶者分割」を選択しない時は、配偶者は2号または1号被保険者となる。
- この方式は、離婚時の3号分割を婚姻継続中の就労時に先取りした形となり、2号・2号の分割も織り込むものである。共働きで夫婦の双方が「配偶者分割」を選択すれば、社会保険上は、夫婦の所得が合算・分割されたこととなる。選択しなければ従来通りである。
- 本来は、税においても、この夫婦分割、用語で言えば「2分2乗法」を取り入れるべきである。そうすれば、配偶者控除・配偶者特別控除という複雑な控除は必要ではなくなる。ただし、年末調整では対応困難で、確定申告で夫婦双方が所得申告する必要があるだろう。
- だが、納税は国民の義務である。反面で、国民には、税金の使途を厳しく監視する責務がある。事業主に代理納税させる源泉徴収・年末調整の仕組みは、事務処理の簡素化やコスト削減につながっているが、国民の税についての関心を削いでもいるのである。（以上）